

政令第 号

道路構造令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十九号を第二十三号とし、第十四号から第十八号までを四号ずつ繰り下げ、第十三号の二を第十七号とし、第十三号を第十六号とし、第十二号の二を第十五号とし、第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、第九号の二を第十一号とし、第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 付加追越車線 専ら自動車の追越しの用に供するために、車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）に付加して設けられる車線をいう。

第三条に次の三項を加える。

4 第一種、第二種、第三種第一級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路（第三種第一級

から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路にあつては、高架の道路その他の自動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。）は、地形の状況、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において、当該道路の近くに小型自動車等（小型自動車その他これに類する小型の自動車をいう。以下同じ。）以外の自動車が行き交うことができる道路があるときは、小型自動車等（第三種第一級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路にあつては、小型自動車等及び歩行者又は自転車）のみの通行の用に供する道路とすることができる。

5 第一種、第二種、第三種第一級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路について、地形の状況、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、小型自動車等のみの通行の用に供する車線を他の車線と分離して設けることができる。この場合において、第三種第一級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路について小型自動車等のみの通行の用に供する車線を設けようとするときは、当該車線に係る道路の部分を高架の道路その他の自動車の沿道への出入りができない構造とするものとする。

6 道路は、小型道路（第四項に規定する小型自動車等（第三種第一級から第四級まで又は第四種第一級か

ら第三級までの道路にあつては、小型自動車等及び歩行者又は自転車（のみの通行の用に供する道路及び前項に規定する小型自動車等のみの通行の用に供する車線に係る道路の部分をいう。以下同じ。）と普通道路（小型道路以外の道路及び道路の部分をいう。以下同じ。）とに区分するものとする。

第四条第一項中「第四種第一級の道路」を「第四種第一級の普通道路」に、「ささえられる」を「支えられる」に、「その他の道路」を「その他の普通道路」に改め、「普通自動車」の下に「小型道路にあつては小型自動車等が」を加え、同条第二項の表小型自動車の項の次に次のように加える。

小型自動車等	六	二	一一・八	一	三・七	一・三	七
--------	---	---	------	---	-----	-----	---

第五条第二項中「車線（」の下に「付加追越車線、」を加え、「以下この条」を「次項」に改め、同条第四項中「車線の幅員は」を「車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。）の幅員は」に改め、同項ただし書中「第四種第一級の道路」を「第四種第一級の普通道路」に改め、「加えた値、」の下に「第一種第二級若しくは第三級の小型道路又は」を加え、同項の表を次のように改める。

第 一 級	区 分	車線の幅員（単位メートル）
-------	-----	---------------

第三種		第二種				第一種						
第二級		第一級		第二級		第一級		第四級		第三級		第二級
小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	第二級
二·七五	三·二五	三	三·五	三	三·二五	三·二五	三·五	三	三·二五	三·二五	三·五	三·五

第 四 種		第 一 級		第 四 級	第 三 級	
び 第 三 級	第 二 級 及	小 型 道 路	普 通 道 路		小 型 道 路	普 通 道 路
		一・七五	三・二五	一・七五	一・七五	三

第五条第五項中「道路」を「普通道路」に改める。

第六条第一項中「車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この条において同じ。）の数」が四以上である」を削り、「道路を除く」の下に「。以下この条において同じ」を加え、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「幅員の欄」の下に「の上欄」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、第四項ただし書の規定により中央帯の幅員を縮小する道路又は箇所については、同表の中央帯

に設ける側帯の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

第六条第五項の表を次のように改める。

	第 三 種				第 二 種	第 一 種				区 分	中央帯に設ける側帯の幅員（単位メートル）
第 一 級	第 四 級	第 三 級	第 二 級	第 一 級		第 四 級	第 三 級	第 二 級	第 一 級		
	○・二五				○・五	○・五		○・七五			○・二五

第 三 種			第 二 種		第 一 種				区 分	第 四 種	
第 三 級	第 二 級	第 一 級	第 二 級	第 一 級	第 四 級	第 三 級	第 二 級	第 一 級		第 三 級	第 二 級
一・七五			一・七五	二・二五	三		四・五		中央帯の幅員（単位メートル）		
一			一・二五	一・五	一・五		二		〇・二五		

第六条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項の表を次のように改める。

第 四 種	第 三 級	第 二 級	第 一 級	第 四 級
	—			

第六条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項前段の規定にかかわらず、車線の数（登坂車線、屈折車線及び変速車線の数を除く。以下この条において同じ。）が三以下である第一種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、その車線を往復の方向別に分離しないことができる。

第六条に次の一項を加える。

9 同方向の車線の数が一である第一種の道路の当該車線の属する車道には、必要に応じ、付加追越車線を設けるものとする。

第八条第二項ただし書中「ただし」の下に「、付加追越車線」を加え、同項の表を次のように改める。

区	分	車道の左側に設ける路肩の幅員（単位メートル）
---	---	------------------------

第八条第十項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし

第 四 種	第 三 種				第 二 種		第 一 種				
	第 五 級	第 四 級 ま で		第 一 級			び 第 四 級	第 三 級 及		び 第 二 級	第 一 級 及
小 型 道 路		普 通 道 路		小 型 道 路	普 通 道 路	小 型 道 路		普 通 道 路	小 型 道 路		普 通 道 路
○・五	○・五	○・五	○・七五	○・七五	一・二五	一	一・二五	一	一・七五	一・二五	二・五
			○・五		○・七五				一・二五		一・七五

、同条第八項中「道路の区分に応じ、」の下に「普通道路にあつては」を、「上欄に掲げる値と」の下に「、小型道路にあつては〇・二五メートルと」を加え、同項ただし書中「ただし、」の下に「普通道路の」を加え、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「トンネル」を「普通道路のトンネル」に改め、「路肩」の下に「（第三項本文に規定する路肩を除く。）又は小型道路のトンネルの車道の左側に設ける路肩（同項本文に規定する路肩を除く。）」を加え、「（」の道路」を「（」の普通道路又は第三種第一級の小型道路」に改め、同項を同条第五項とする。

第八条第三項の表を次のように改める。

	第一種				区分	車道の右側に設ける路肩の幅員（単位メートル）
	第一級及 び第二級	第三級及 び第四級	普通道路	小型道路		
普通道路	普通道路	普通道路	普通道路	普通道路		〇・七五
	普通道路	普通道路	普通道路	小型道路		〇・七五
	普通道路	普通道路	普通道路	小型道路		〇・五
	普通道路	普通道路	普通道路	普通道路		〇・七五

第 二 種	第 三 種	小型道路	○・五
	第 四 種		○・五

第八条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、車線を往復の方向別に分離する第一種の道路であつて同方向の車線の数が一であるものの当該車線の属する車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、普通道路のうち、長さ百メートル以上のトンネル、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所であつて、大型の自動車の交通量が少ないものについては、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

第 二 級 及 第 三 級	普通道路	車道の左側に設ける路肩の幅員(単位 メートル)	二・五	一・七五
	小型道路		一・二五	

第四級		普通道路	一・二・五	二
		小型道路	一・二・五	

第十二条第一図中「表わす」を「表す」に、「四・五メートル」を「普通道路にあつては四・五メートル、小型道路にあつては三メートル」に、「第四種第四級の道路」を「第四種第四級の普通道路」に、「きわめて」を「極めて」に改め、「及びe」を削り、「車道に接続する路肩」を「普通道路にあつては車道に接続する路肩」に、「路肩」を「路肩」に、「値」。ただし、当該値が一メートルをこえる場合においては、aは、一メートルとする。「を」値とし、当該値が一メートルを超える場合においては一メートルとする。c、小型道路にあつては○・五メートル」に、「H」を「普通道路にあつてはH」に改め、「三・八メートルを減じた値」の下に「、小型道路にあつては○・二メートル」を加え、同図c及びdの表を次のように改める。

第一級		区	
普通道路	小型道路	分	
○・五	○・五	c(単位メートル)	d(単位メートル)
一	○・五		

第 四 種	第 三 種	第 二 種	第一種		第一級		第二級	
			小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路
			○・二五	○・二五	○・二五	○・二五	○・二五	○・二五
			○・五	○・五	○・五	○・七五	○・七五	○・五
			○・五	○・五	○・五	○・七五	○・七五	○・五
			○・五	○・五	○・五	○・七五	○・七五	○・五
			○・五	○・五	○・五	○・七五	○・七五	○・五
			○・五	○・五	○・五	○・七五	○・七五	○・五
			○・五	○・五	○・五	○・七五	○・七五	○・五
			○・五	○・五	○・五	○・七五	○・七五	○・五

第十二条第一図に次のように加える。

e 車道に接続する路肩の幅員（路上施設を設ける路肩にあつては、路肩の幅員から路上施設を設けるのに必要な値を減じた値）

第二十条中「当該道路」を「道路の区分及び道路」に、「下欄」を「縦断勾配こうぱいの欄の上欄」に改め、同条ただし書中「同欄に掲げる値に第一種、第二種又は第三種の道路にあつては三パーセント、第四種の道路に

あつては「パーセントを加えた」を「同表の縦断勾配（こうたんこうはい）の欄の下欄に掲げる」に改め、同条の表を次のように改める。

第一種、第二種	普通道路								区 分	設計速度（単位 一時間につき キロメートル）	縦断勾配 <small>（こうたんこうはい）</small> （単位 パーセント）	
	二〇	三〇	四〇	五〇	六〇	八〇	一〇〇	一二〇				九

					及び第三種							
普通道路					小型道路							
二〇	三〇	四〇	五〇	六〇	二〇	三〇	四〇	五〇	六〇	八〇	一〇〇	一二〇
九	八	七	六	五	二	一	一〇	九	八	七	四	
一	一〇	九	八	七							六	五

第 四 種

小 型 道 路				
二〇	三〇	四〇	五〇	六〇
一 二	一 一	一 〇	九	八

第二十一条第一項中「縦断勾配」を「普通道路の縦断勾配」に、「道路」を「普通道路」に、「こえる」を「超える」に改める。

第二十七条第三項中「道路」を「普通道路」に改め、「二・七五メートルまで」の下に「、第四種の小型道路にあつては二・五メートルまで」を加え、同条第四項中「三メートル」を「普通道路にあつては三メートル、小型道路にあつては二・五メートル」に改める。

第二十八条第一項中「道路」を「普通道路」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の数が四以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道

路と小型道路が交差する場合には、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。

第三十五条第二項中「構造の道路」を「構造の普通道路」に、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 橋、高架の道路その他これらに類する構造の小型道路は、その設計に用いる設計自動車荷重を三十キロニュートンとし、当該橋、高架の道路その他これらに類する構造の小型道路における小型自動車等の交通の状況を勘案して、安全な交通を確保することができる構造とするものとする。

第三十七条の見出し中「変更する」を「変更される」に改め、同条中「第三条」を「第三条第二項」に、「変更する」を「変更される」に改め、「ときは」の下に「、同条第四項及び第五項」を加え、「第三項及び第五項、第八条第二項から第五項まで、第八項及び第十項」を「第四項及び第六項、第八条第二項から第六項まで、第九項及び第十一項」に改める。

第三十八条中「第六条第三項から第五項まで」を「第六条第四項から第六項まで」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（建築基準法施行令の一部改正）

第二条 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第四百四十四条の五第一項第三号中「第二条第九号の二」を「第二条第十一号」に改める。

（環境影響評価法施行令の一部改正）

第三条 環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中「第二条第六号」を「第二条第七号」に、「同条第七号」を「同条第八号」に、「

同条第八号」を「同条第九号」に改める。

理由

安全かつ円滑な道路交通の確保等を図るため、小型道路に関する規定の新設、車線を往復の方向別に分離すべき道路の範囲の拡大等を行う必要があるからである。